

令和5年度（2023年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

(1) 対象団体

社会福祉法人函館市社会福祉協議会

(2) 所管部局

保健福祉部

2 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理者監査

公の施設：函館市総合福祉センター

(2) 対象事務

令和4年度（2022年度）における函館市総合福祉センターの管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和5年（2023年）9月1日から令和5年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手

続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

ウ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

エ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

函館市総合福祉センター条例施行規則（平成6年規則第29号）第3条、第4条および第12条において施設の使用許可の申請および使用の許可について規定されているが、規定された様式を使用していないものがあつたほか、一部の施設では事前に使用の許可ができないにもかかわらず使用の許可を行っており、規定を遵守した事務が執られていなかった。

このことは、所管部局が指定管理者の業務が規則等に照らし適切に行われているか把握していなかったことが原因の一つであると思料されることから、規則にのっとり適正な事務の執行となるよう取り組まれない。また、現状の事務処理において特段の支障がないのであれば実態に即した規則の改正についても検討されたい。

(2) 意見

自主事業の実施に当たっては、協定書第7条では、指定管理業務

以外に自己の費用と責任で実施することおよび自主事業を実施する場合は事業計画書を市に提出し、事前に市の承認を受けなければならないことが規定されているが、自主事業として実施している総合福祉センターまつりについて、市は選定時に提案された事業等の内容に変更がないことの確認をもって自主事業を認めていたとしているものの、事前承認が書面で確認できなかったほか、提出された事業報告書中の収支状況では、自主事業として実施している費用の一部が指定管理業務に要する費用に含まれていた。また、自主事業として利用者向け複写機を設置しているものの、事業計画書を提出せず市の事前承認を受けないまま実施していたほか、指定管理業務の収支として経理していた。

このことは、所管部局、指定管理者ともに自主事業の制度の認識が十分ではなかったことが原因の一つであると思料されることから、協定書はもとより、自主事業の取扱いを定める「公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱」等を改めて確認するなど、適正な事務の執行が図られるよう改善されたい。